

【令和6年度】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく公表  
 (公表項目：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第4項イ～リ)  
 令和6年度 吉川市一般廃棄物最終処分場(埋立期間 平成6年6月～)

公表事項：埋め立てた廃棄物の各月ごとの数量(単位：t)  
 (項目：イ)

令和6年度	埋立物	埋立量(t)
4月	破碎後の不燃物	26.72
5月	破碎後の不燃物	27.08
6月	破碎後の不燃物	22.07
7月	破碎後の不燃物	24.35
8月	破碎後の不燃物	24.29
9月	破碎後の不燃物	22.64
10月	破碎後の不燃物	23.95
11月	破碎後の不燃物	24.69
12月	破碎後の不燃物	26.17
1月	破碎後の不燃物	26.57
2月	破碎後の不燃物	21.95
3月	破碎後の不燃物	
合計		270.48

公表事項：最終処分場基準省令第1条関連の定期点検結果

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等(項目：ロ) (第2項第7号)	点検日	4月1日	5月8日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮水工(項目：ハ) (2項9号)	点検日	4月1日	5月8日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放流水槽(項目：ヘ) (2項13号)	点検日	4月1日	5月8日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
浸出水処理施設(項目：ト) (2項14号)	点検日	4月1日	5月8日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
導水管(項目：チ) (2項14号)	点検日	4月1日	5月8日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

公表事項：地下水及び放流水に関する水質検査(月1回以上測定項目)

検査対象(採水場所)		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地下水 (No1：埋立地南側)	測定日		4月1日	5月1日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日	11月5日	12月2日	1月6日	2月3日	
	電気伝導率(mS/m)	—	26.3	27.6	27.9	27.3	27.9	28.8	28.4	27.1	26.5	25.5	24.9	
	塩化物イオン(mg/L)	—	8.5	9.3	8.7	8.7	9.7	10.4	12.8	9.9	9.7		9.2	
地下水 (No2：埋立地北側)	測定日		4月16日	5月20日	6月17日	7月16日	8月19日	9月17日	10月21日	11月18日	12月16日	1月20日	2月17日	
	電気伝導率(mS/m)	—	36.6	38.3	38.5	39.9	43.5	43.6	43.9	41.4	41.0	38.5	38.4	
	塩化物イオン(mg/L)	—	5.7	4.9	5.0	5.1	7.4	7.2	9.1	6.5	7.1	8.5	9.2	
処理水 (処理水槽)	採取日		4月1日	5月2日	6月3日	7月1日	8月5日	9月2日	10月7日	11月11日	12月2日	1月20日	2月3日	
	結果報告日		4月9日	5月13日	6月11日	7月8日	8月19日	9月11日	10月25日	11月20日	12月9日	1月27日	2月10日	
	水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	7.5	7.7	7.6	7.7	7.5	7.7	7.8	7.7	7.4	7.3	7.4	
	生物学的酸素要求量(BOD)	60mg/l	0.6	0.5未満	1.1	0.5未満	0.5未満	1.2	1.2	0.5未満	0.5未満	0.5	0.7	
	化学的酸素要求量(COD)※	—	5.4	4.4	4.6	5.1	5.6	5.8	6.1	7.7	4.9	4.8	4.3	
	浮遊物質(SS)	60mg/l	5.0未満	5.0未満	5.3	5.0未満	5.0未満	5.0未満	5.0未満	5.0未満	5.0未満	5.0未満	5.0未満	5.0未満
窒素含有量(T-N)	120mg/l	5.1	4.0	4.8	5.6	3.2	4.9	2.6	8.3	5.6	5.0	6.5		

※化学的酸素要求量の基準値は、海域又は湖沼に放流しない場合、設定されません。

※※「不検出」は、定量下限値を下回る数値を言います。